

告 示

埼玉県告示第八百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、行田市元荒川上流土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和三年六月三十日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和三年七月十二日から令和三年八月十一日まで

二 縦覧場所

行田市役所